

専承第 3 号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和 8 年 4 月 23 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

専決第4号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月31日専決

東郷町長 石橋直季

## 東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

第23条の2中「次号」の次に「及び第3号」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 専決処分の概要

### 1 改正理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

(1) 国民健康保険税の課税額の上限を次のように改正すること。

基礎課税額の上限額66万円を67万円に改めること。（第2条第2項及び第23条第1項関係）

(2) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を次のように引き上げ、軽減の対象となる世帯を拡大すること。（第23条関係）

ア 5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額について30万5千円を31万円に改めること。

イ 2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額について56万円を57万円に改めること。

(3) その他所要の規定を整備すること。

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。